

参考資料

目 次

1. 『全社協・地域福祉部 News File』（写し）	4 3
2. 『NORMA「社協情報」令和4年4月－5月号』（写し）	4 5
3. 神栖市社協の主な事業・職員数・決算額の推移（H17～R6）	4 7
4. 第6次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	5 3
5. 第6次地域福祉活動計画策定の経緯	5 5
6. 地域福祉活動計画策定委員会設置要項	5 7
7. 神栖市社会福祉協議会職員行動原則	5 9
8. 用語の解説（50音順）	6 1

1. 『全社協・地域福祉部 News File』(写し)

全社協・地域福祉部 News File No.170



全社協・地域福祉部 News File No.170

令和5年4月17日号

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

地域福祉部/生活福祉資金貸付事業支援室

全国ボランティア・市民活動振興センター

<https://www.zcwvc.net/>

- 『全社協・地域福祉部 News File』は、市町村社協法制化40周年を迎え、コロナ特例貸付を経験した今こそ、各社協が今後の目指すべき方向性を考える参考となるよう、全社協地域福祉推進委員会の各種専門委員会の検討状況や社協事業・活動関連の制度動向等をお伝えします。

< 配信先 >

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当・生活福祉資金担当、市区町村社会福祉協議会

<< 配信元 >>

全国社会福祉協議会 地域福祉部/生活福祉資金貸付事業支援室/全国ボランティア・市民活動振興センター

TEL: 03-3581-4655 E-mail z-chiiki@shakyo.or.jp

今号のトピック

コロナ特例貸付を通じた社協実践

- 特例貸付の対応で再確認した「社協で大切なこと」
(茨城県・神栖市社会福祉協議会)

社協の果実

- 東京都社会福祉協議会「チームで取り組む地域共生社会づくり Vol.2 ～民生児童委員・社会福祉法人・社会福祉協議会の3者連携による4つの実践事例集」

全社協からのお知らせ

- 全社協地域福祉推進委員会「重版出来 コロナ特例貸付を通じた支援 社会福祉協議会の実践事例集」
- 全社協出版部「月刊福祉令和5年5月号 特集：続・子どもを中心においた支援を実現するために」

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第1回介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」(令和5年4月10日)
- 福祉医療機構「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 現況報告書等で見られる誤り一覧」(令和5年4月3日)
- 厚生労働省「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(令和5年3月31日 第12版)」(令和5年3月31日)

情報提供・ご案内

- 国土交通省「令和5年度居住支援協議会等活動支援事業」(締切：令和5年4月28日)
- 国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム導入フロー」(令和5年4月14日)
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター「就労支援のためのアセスメントシート活用の手引(令和5年4月11日 ver.1.1)」(令和5年4月11日)

コロナ特例貸付を通じた社協実践

- ◎ コロナ特例貸付を通じた社協実践を紹介します。
- ◎ 随時、掲載する社協実践を募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご連絡ください。

特例貸付の対応で再確認した「社協で大切なこと」 (茨城県・神栖市社会福祉協議会)

茨城県・神栖市社会福祉協議会の特例貸付の対応コンセプトは「広報とチームで業務を遂行する職員体制」です。神栖市社協は、特例貸付の取り組みの工夫について、「いち早く正しく全て公開し、必要な人へ必要な情報が行き渡り、相談者自らが判断できるよう広報に力を入れた」、「職員の誰もが等しく相談対応が出来るよう、チームで業務を遂行する職員体制を整備した」、これらを重点にコロナ禍の収入減少者への経済的な支援として特例貸付を職員一同で取り組み対応しました。

■ 100年分に相当する相談に対応

特例貸付は、令和2年3月25日に始まり令和4年9月30日に受付が終了しました。神栖市社協での特例貸付の延べ申請受付件数は、5,107件（小口1,787件、総合1,757件、延長791件、再貸付772件）、延べ相談対応件数が20,520件にのびりました。平成30年度コロナ禍前の生活福祉資金の相談対応件数が約200件であったことから、この2年6か月間は100年分に相当する相談に対応したことになります。

貸付実件数については、単純に人口割で見た件数で県内平均の2倍以上の実績となりました。

■ 継続した広報と関係機関との連携

神栖市社協では、必要な人へ必要な情報が届くよう広報を第一と考え、毎月発行している「かみす社協ニュース」に令和2年5月号から令和4年10月号まで、特例貸付の情報を漏れなく掲載しました。更に神栖市社協ホームページや「広報かみす」にも特例貸付の情報を掲載しました。その他にも、関係機関の相談窓口として、神栖市役所社会福祉課や市民協働課、企業港湾商工課、市民課などと情報共有を図り、市民に情報が行き渡るよう協力いただきました。

■ 相談者の増加に合わせた体制整備

激増した相談に対して神栖市社協では、相談者数に合わせて、次長以下、地域福祉総合相談センターの9人の正職員の誰もが等しく相談を受けられるよう体制を整備し、また人材派遣会社より、多い時期で一日4名の派遣スタッフを配置して受付対応や事務処理を行いました。職員ミーティングを毎日実施し、対応の効率化や課題の調整、要件の変更など、職員間で情報共有を図り、急ぎの内容であれば、日中の業務時間内でもスポット的にミーティングを実施するようにしました。複雑で多様化した相談内容と制度の狭間で職員一人で悩むのではなく、全体の課題として、茨城県社協と連携を密に図り対応してきました。

神栖市社協では、普段から社協を広く市民に周知するべく、「かみす社協ニュース」や神栖市社協ホームページなどで社協事業を広報しています。また成年後見制度利用相談、障害者相談、こころの相談、ひきこもり家族相談などの各専門相談に対して、経験年数によって習熟度に違いがありますが、各職員がソーシャルワーカーとしての自覚を持ち、職員同士の情報共有に努めています。この日常からの業務遂行の職員体制が今回の未曾有の事態に職員一丸となって対応できたことにつながりました。

社協につながった人は、まだまだ一握りの人で、多くの人は社協を知りません。このコロナ禍での経験を活かし、「広報とチームで業務を遂行する職員体制」を大切に、市民皆さんから頼っていただける組織を目指し、これからも神栖市社協の各事業を通じて存在意義を理解して頂けるよう広報に力を入れていきたいと思います。

神栖市社会福祉協議会 社協職員レポート～特例貸付の対応で再確認した「社協で大切なこと」～
<https://www.kamisushakyo.jp/page/page001847.html>

『NORMA「社協情報」令和4年4月～5月号』（写し）

社協活動
最前線

神栖市社会福祉協議会

職員の資格取得の推進と行政機関等への派遣を通じた福祉相談窓口のネットワーク強化



世界各国からの船舶で賑う国際貿易港を望む港公園内の展望台（写真提供：神栖市）

コロナ禍において特別貸付等の業務に追われ、地域内での人材育成が十分実施できていない社協が多いなか、神栖市社協では非常にユニークな人材育成方針を貫いている。正規職員全員が社会福祉士などの国家資格の取得をめざし、ソーシャルワークの専門家として行政機関等に人材派遣を行い、福祉相談窓口の強化を図っているのだ。その具体的なシステムについて、取材した。

社協データ

【地域の状況】（2022年3月末現在）		【主な事業】	
人 口	34,776人	● 地域福祉推進事業	
世 帯 数	13,041世帯	● 精神保健福祉支援事業	
高齢化率	24.0%	● 成年後見制度に関する事業	
【社協の状況】（2022年3月現在）		● 日弁会立寄立寄事業	
専 門 員	18名	● 精神障害者デイケア事業	
計 議 員	31名	● 障害者福祉支援事業	
助 理 員	2名	● 生活困窮者自立支援事業	
職 員 数	27名	● 障害者福祉相談事業	
（正規職員18名、非正規職員4名）		● 障害者生活支援事業	

国家資格の取得にこだわった理由

神栖市社会福祉協議会（以下、市社協）が、正規職員全員が社会福祉士等国家資格の取得をめざすという考え方を導入したのは、2006年のことである。その経緯について、橋田勝事務局長は次のように語る。

「きっかけとなったのは、阪神・淡路大震災の時に私が被災地支援で現地入りした際、全国から派遣された社協職員たちが被災者の支援ニーズをどのように把握していくのか、そのためのスキルアップとして社会福祉士試験について話し合っている姿に感銘を受けたことでした。被災地支援で忙殺されながらも、支援力のスキルアップに向けて必死に勉強している人がある。とても刺激を受け、遅まきながら私も社会福祉士にチャレンジしようと思ったのです。

改めて福祉のイロハを学ぶことで、社協に求められている本質が見えてきた。自治体からの要請に応えるだけの組織ではなく、地域に潜んでいるニーズをくみ上げ、支援体制をゼロから構築する活動を進めたいと考えるようになったという。まず取り組み始めたのが、精神障害者への支援だった。当時、市内には精神

障害者の居場所がほとんどなかったため、社協の自主財源で精神保健デイケアを立ち上げた。そこに集まってきた多数の利用者への支援実績をもとに、行政へ事業の意義を提案。結果として、市の精神障害者デイケア事業として受託し、業務を任せられることになったのである。

福祉の専門家集団であるために

社協が地域のニーズを把握し、自主財源で実践した後、新たな福祉施策を行政に提案し、それを委託してもらう——市社協の新たな能動的活動スタイルは、こうして始まった。行政の手続きのなかでは、どうしても少数派の確率は後回しにされがちだ。社協だからこそ、行政がやりにくい部分に光を当て、制度化へと動き出すことができる。

問われてくるのが、職員の資格問題だった。社協職員は基本的に福祉分野以外への異動がない。そのため、行政職員と比較すると福祉全般に関する知識は豊富である。しかし地域の専門職（医師や介護士等）とやりとりする段階になると、社協の看板だけでは通用しない。やはり一定の国家資格を持ったソーシャルワーカーとして対応しないと、対等な立場で対象者の支援方針を議論するこ

とが難しいのだ。

橋田事務局長はそんな思いもあって、職員に国家資格の取得をめざすよう義務づけた。正規職員である限り、基本的に社会福祉士を取得する。続けて精神保健福祉士、そして社会福祉士相談実習指導者の資格等をめざしてもらう——この方針は、『第2次地域福祉活動計画改訂版』（平成17年度～平成21年度）にも正式に明記されている。

「資格取得をめざすことを義務づけたのは、職員の処遇を保障するためでもあります。国家資格をもつ職員を標準職員とし、昇給や賞与にも影響することを明文化しました。これにより行政職員と同程度の給与水準を保っています。同時に資格取得を後押しする制度も創設し、必要経費の4/5を助成できるようにしています」と、橋田事務局長。

もちろん「資格がある」からといって、「仕事ができる」ことに結びつかないのは事実だ。しかし市社協が福祉の専門家集団として実務者から一目置かれる存在になるためにも、社協職員は「国家資格者であるべきだ」という認識を全職員が持っていてほしいと、橋田事務局長は訴え続けてきたのである。結果は社会福祉士取得率77%、精神保健福祉士取得率72%という数値に現れている。

神栖市 (茨城県)

茨城県最南端に位置する市。開港する鹿嶋とともに、鹿島臨海工業地帯を形成する。以前は農業と漁業が中心の市の福島と呼ばれていたが、鹿島開発によって重化学コンビナートが立ち並び、工業立地企業からの税収が財政を支えている。2005年に神栖町が波崎町と合併し、現在の神栖市となった。

行政機関等への人材派遣業を スタート

さらに市社協では、2014年から国家資格のある職員を行政等に派遣するという新しい事業をスタートさせている。特定労働者派遣事業として厚生労働大臣に届出（2018年一般労働派遣事業の認可を取得）、社協職員を市役所の各課に常駐させるという内容である。橋田事務局長は説明する。

「行政の福祉各課の相談現場では、社会福祉士や精神保健福祉士の専従配置が進まないなかで、精神障害を抱える生活保護受給者への援助や児童虐待の疑いのある世帯への関わり、認知症がある高齢者夫婦への包括的支援など、複雑な相談が増加し資格と一定の経験を有するマンパワーをいつも求めている状況でした。他機関と連携しながら解決まで丁寧に市民に関わることを求められる行政職員をバックアップし、さらには福祉各課でソーシャルワークを定着させていく仕組みづくりに協力できればと、資格のある社協職員を派遣したいと申し出たわけです」

行政としては、願ってもない提案だった。人手不足を解消できるうえ、社協への助成金を「業務委託料」に振り替えることができる。派遣した職員のミッションは、ソーシャルワークの基本と庁内連携の重要性を福祉各課の職員に伝えていくことである。

効果は絶大だったと橋田事務局長は言う。現在は2名の職員が2課に派遣されているのだが（令和2年までは4名を4課）、課をまたいだ連絡調整が格段に取りやすくなった。同じ社協の職員同士だから、相談があると即座にケースに応じたミ

ニ会議を実施できる。解決までのスピードは非常に早くなり、住民サービスが向上したのである。

「大切なのは、小さな会議や打ち合わせでも必ず担当課の同僚や上司に同席してもらうことです。社協職員だけでやってしまうと、任せっぱなしになってしまいます。人材派遣の最大の目的は、行政の役割りを防ぎ福祉相談窓口のネットワークの強化を図ることですから。どんなに面倒な相談ごとであっても、社協を含めた関係者が協力しあえば問題解決につながることを理解してもらいたいと思っています」

あるべき社協の姿を追い求めていく

橋田事務局長は、「誤解を恐れずに言えば『社協と行政のパートナーシップ』という言葉に若干の違和感がある」と話す。それは社協からの希望内視図であって、行政から本当に対等な存在と認められているのか。対等を目指さなければ、行政の下請け組織になりかねない。たとえ多少ぶつかりあっても、行政のやるべきことと社協のやるべきことを明確に分け、議論の中で役割分担していくべきだと考えている。

「こうした主張がはつきりしてきたようになった背景として、やはり国家資格と誇る気持ちを持つ職員を多数抱える組織へと成長できたことが大きいんです。『なんでもハイ、ハイ』と言われたことに従う組織でない分、行政の中にはやっかいな存在だ

と思われている方もいるかもしれませんが、現場責任者からの評価は非常に高いです。派遣した社協職員の働きに、行政職員からは感謝の声をいただき、派遣期間延長を依頼される状況です。そして何よりも社協の役割と機能を理解し、この一連の取り組みを後押ししてくれた行政の懐の深さに本当に感謝しています」と橋田事務局長。

人材派遣業はこれからも継続していく予定だが、今後は権利擁護支援により力を入れていこうと考えている。特に、身寄りがなく資力に乏しい人への成年後見制度の利用促進に向けた取り組みである。後見人が必要が高齢者や障害者は年々増え続けているが、市内では後見人を受任できる弁護士や司法書士等が少なく、後見人不足が市の大きな課題となっている。「どこかがやらなくてはならない課題なら、社協が引き受けるべき」。それが、市社協の基本スタンスなのだ。

社協職員の専門性を高め、行政を巻き込んだ市内全体の福祉相談窓口のネットワークの強化を図り、あらゆる相談に真摯に向き合っていく市社協の取り組みは今後さらに広がって、神栖市の中で存在価値を高めていくことだろう。



国家資格を持つ社協職員が行政機関等の福祉相談窓口を回す

3. 神栖市社協の主な事業・職員数・決算額の推移

年度	平成17年度（合併年度）	平成18年度	平成19年度
正規職員数	21	21	18
常勤職員数	21	24	25
非常勤職員数	43	38	38
職員総数	85	83	81
・…社協自主事業 ☆…介護保険事業 ★…障害者総合支援法に基づく事業所 新)…新規事業	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・移送サービス ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急食料支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車両貸出 ・アスペ支援 ・子育てボラ支援 ・第2次地域福祉計画 ・精神PSG ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座(第1期) ・高次脳障害支援 ・ファミサポ準備 ☆居宅介護支援事業 ☆訪問介護事業 ☆福祉用具貸与事業 ☆訪問入浴事業 ★障害者ホームヘルプ	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・移送サービス ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急食料支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車両貸出 ・アスペ支援 ・子育てボラ支援 ・精神PSG ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座(第2期) ・高次脳障害支援 ☆居宅介護支援事業 ☆訪問介護事業 ☆福祉用具貸与事業 ☆訪問入浴事業 ★障害者ホームヘルプ	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急食料支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車両貸出 ・アスペ支援 ・子育てボラ支援 ・精神PSG ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座(第3期) ・高次脳障害支援 ・新)発達障害相談室 ・新)精神保健相談室 ・新)緊急訪問入浴 ☆居宅介護支援事業 ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ
受託事業 ○…市受託事業 ◎…市指定管理者事業 □…茨城県社協受託事業	○地域ケアシステム推進事業 ○福祉作業所さきぼうの家 ○障害者ヘルプ ○介護認定調査 ○介護保険外ヘルプ ○介護保険デイサービス ○生きがいデイサービス ○身体障害者デイサービス ○障害者訪問入浴 ○配食サービス ○精神デイケア ○友愛訪問サービス ○地域福祉相談 ○機能回復訓練 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	○地域ケアシステム推進事業 ○障害者ヘルプ ○介護認定調査 ○介護保険外ヘルプ ○生きがいデイサービス ○障害者訪問入浴 ○新)障害区分認定調査 ○配食サービス ○精神デイケア ○新)ファミリーサポート ○包括支援センター派遣 ◎介護保険デイサービス ◎地域活動支援センター ○福祉作業所さきぼうの家 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	○地域ケアシステム推進事業 ○障害者ヘルプ ○介護認定調査 ○介護保険外ヘルプ ○生きがいデイサービス ○障害区分認定調査 ○精神デイケア ○ファミリーサポート ○新)障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○包括支援センター派遣 ◎介護保険デイサービス ◎地域活動支援センター ○福祉作業所さきぼうの家 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業
福祉団体支援	4団体	4団体	4団体
総決算額	403,469,876円	401,346,958円	369,491,131円

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
18	19	18	18
24	20	20	21
33	35	33	34
75	74	71	73
・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急食材支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・アスベ支援 ・子育てボラ支援 ・精神PSG ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座(第4期) ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・緊急訪問入浴 ☆居宅介護支援事業 ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・アスベ支援 ・子育てボラ支援 ・精神PSG ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座(第5期) ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・緊急訪問入浴 ☆居宅介護支援事業所 (かみす・はさき) ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ふれ愛フェスティバル ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・子育てボラ支援 ・精神PSG ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座修了生研修会 ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・緊急訪問入浴 ☆居宅介護支援事業所 ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・子育てボラ支援 ・精神PSG ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座修了生研修会 ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・緊急訪問入浴 ☆居宅介護支援事業所 ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ
○地域ケアシステム推進事業 ○障害者ヘルプ ○介護認定調査 ○介護保険外ヘルプ ○生きがいデイスサービス ○障害区分認定調査 ○精神デイケア ○ファミリーサポート ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○包括支援センター派遣 ◎介護保険デイスサービス ◎地域活動支援センター ◎福祉作業所きぼうの家 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	○地域ケアシステム推進事業 ○障害者ヘルプ ○介護認定調査 ○介護保険外ヘルプ ○生きがいデイスサービス ○障害区分認定調査 ○精神デイケア ○ファミリーサポート ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○市精神保健福祉士相談業務 ◎介護保険デイスサービス ◎地域活動支援センター ◎福祉作業所きぼうの家 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	○地域ケアシステム推進事業 ○障害者ヘルプ ○介護認定調査 ○介護保険外ヘルプ ○生きがいデイスサービス ○障害区分認定調査 ○精神デイケア ○ファミリーサポート ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○市精神保健福祉士相談業務 ○新)知的障がい児放課後支援事業 ◎介護保険デイスサービス ◎地域活動支援センター ◎福祉作業所きぼうの家 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	○地域ケアシステム推進事業 ○障害者ヘルプ ○介護認定調査 ○介護保険外ヘルプ ○生きがいデイスサービス ○障害区分認定調査 ○精神デイケア ○ファミリーサポート ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○市精神保健福祉士相談業務 ○知的障がい児放課後支援事業 ◎介護保険デイスサービス ◎地域活動支援センター ◎福祉作業所きぼうの家 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業
4団体	4団体	4団体	4団体
211,840,004円	210,312,112円	211,363,851円	239,985,000円

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
正規職員数	18	18	18
常勤職員数	21	20	20
非常勤職員数	34	34	29
職員総数	73	72	67
…社協自主事業 ★…介護保険事業 ★…障害者総合支援法に基づく事業所 - 新)…新規事業	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・予防デイサロン ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・ボランティア集会 ・ボランティア協力校 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・子育てボラ支援 ・精神PSG ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座修了生研修会 ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ☆居宅介護支援事業所 ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・子育てボラ支援 ・精神デイケア(自主) ・精神訪問活動 ・精神家族会 ・発達障害講座(第6期) ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・成年後見制度利用支援相談室 ・長期休暇中の障がい児預かり ☆居宅介護支援事業所 ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・子育てボラ支援 ・精神デイケア(自主) ・精神訪問活動 ・発達障害講座(第7期) ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・成年後見制度利用支援相談室 ・長期休暇中の障がい児預かり ・新)専門職の人材派遣(市3課) ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ ★障害者計画相談事業
受託事業 ○…市受託事業 ◎…市指定管理者事業 □…茨城県社協受託事業	○軽度生活援助事業 ○障害支援区分認定調査 ○精神障害者デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○新)養育支援訪問事業 ○生活困窮者自立支援事業(自立相談支援) ○成年後見制度法人後見支援業務 ◎障害者デイサービスセンターのぞみ ◎福祉作業所きぼうの家 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	○地域ケアシステム推進事業 ○移動支援事業 ○介護認定調査 ○軽度生活援助事業 ○生きがいデイサービス ○障害区分認定調査 ○精神保健デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○知的障がい児放課後支援事業 ○高年齢者相談センター ○市精神保健福祉士相談業務 ○知的障がい児放課後支援事業 ○養育支援訪問事業 ◎地域活動支援センター ◎福祉作業所きぼうの家 ◎介護保険デイサービス □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	○地域ケアシステム推進事業 ○移動支援事業 ○軽度生活援助事業 ○障害区分認定調査 ○精神保健デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○知的障がい児放課後支援事業 ○養育支援訪問事業 ◎障害者デイサービスセンターのぞみ ◎福祉作業所きぼうの家 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業
福祉団体支援	4団体	4団体	4団体
総決算額	252,375,392円	283,103,771円	270,505,878円

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
18	18	17	18
19	14	13	15
25	22	20	17
62	54	50	50
・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者交流事業	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者交流事業	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者交流事業	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者交流事業
・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輻貸出 ・子育てボラ支援 ・精神デイケア(自主) ・精神訪問活動 ・発達障害講座(フォローアップ) ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・成年後見制度利用支援相談室 ・長期休暇中の障がい児預かり ・専門職の人材派遣(市3課) ・新)CSWの圏域別配置(1名) ・新)法人後見団体設立準備 ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ ★障害者計画相談事業	・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輻貸出 ・子育てボラ支援 ・精神デイケア(自主) ・精神訪問活動 ・発達障害講座(第8期) ・高次脳障害支援 ・精神保健相談室 ・長期休暇中の障がい児預かり ・専門職の人材派遣(市3課) ・CSWの圏域別配置(1名) ・新)福祉後見サポートセンターかみす ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ ★障害者計画相談事業	・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輻貸出 ・子育てボラ支援 ・精神デイケア(自主) ・精神訪問活動 ・発達障害講座(スキルアップ) ・高次脳障害支援 ・精神保健相談室 ・専門職の人材派遣(市4課) ・CSWの圏域別配置(2名) ・福祉後見サポートセンターかみす ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ ★障害者計画相談事業	・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会支援 ・福祉車輻貸出(～9月) ・新)福祉車両利用料助成(10月～) ・子育てボランティア支援 ・精神障害者デイケア(自主) ・発達障害講座(スキルアップ) ・高次脳機能障害支援 ・精神保健相談室 ・新)特別支援学校保護者交流会支援 ・専門職の人材派遣(市4課) ・CSWの圏域別配置(2名) ・福祉後見サポートセンターかみす ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプサービス ★障害者計画相談事業
○移動支援事業 ○軽度生活援助事業 ○障害区分認定調査 ○精神保健デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○知的障がい児放課後支援事業 ○養育支援訪問事業	○移動支援事業 ○軽度生活援助事業 ○障害区分認定調査 ○精神保健デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○知的障がい児放課後支援事業 ○養育支援訪問事業	○移動支援事業 ○軽度生活援助事業 ○障害区分認定調査 ○精神保健デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○養育支援訪問事業 ○新)生活困窮者自立支援事業(自立相談支援) ○新)成年後見制度法人後見支援業務	○軽度生活援助事業 ○障害支援区分認定調査 ○精神障害者デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○養育支援訪問事業 ○生活困窮者自立支援事業(自立相談支援) ○成年後見制度法人後見支援業務
◎障害者デイサービスセンターのぞみ ◎福祉作業所きぼうの家	◎障害者デイサービスセンターのぞみ ◎福祉作業所きぼうの家	◎障害者デイサービスセンターのぞみ ◎福祉作業所きぼうの家	◎障害者デイサービスセンターのぞみ ◎福祉作業所きぼうの家
□生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	□生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	□生活福祉資金 □日常生活自立支援事業	□生活福祉資金 □日常生活自立支援事業
4団体	4団体	4団体	4団体
211,840,004円	210,312,112円	211,363,851円	239,985,000円

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正規職員数	19	19	19
常勤職員数	1	0	0
非常勤職員数	3	4	4
職員総数	23	23	23
・…社協自主事業 ★…介護保険事業 ★…障害者総合支援法に基づく事業所 - 新)…新規事業 - 中)…新型コロナウイルスの影響により1年を通して中止	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者交流事業 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会支援 ・福祉車両利用料助成 ・子育てボランティア支援 ・精神障害者デイケア(自主) ・発達障害講座(第9期) ・高次脳機能障害支援 ・精神保健相談室 ・専門職の人材派遣(市4課) ・CSWの圏域別配置(3名) ・福祉後見サポートセンターかみす ・特別支援学校保護者交流会支援 ・新)ひきこもり家族相談 ・新)きずなBOX設置協力 ★障害者計画相談事業	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・中)福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・中)ボランティア講座 ・中)高校生の進路アシストカレッジ ・中)独居高齢者交流事業 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会支援 ・福祉車両利用料助成 ・子育てボランティア支援 ・精神障害者デイケア(自主) ・中)発達障害講座 ・高次脳機能障害支援 ・精神保健相談室 ・専門職の人材派遣(市4課) ・CSWの圏域別配置(3名) ・福祉後見サポートセンターかみす ・特別支援学校保護者交流会支援 ・ひきこもり家族相談 ・きずなBOX設置協力 ★障害者計画相談事業	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・中)わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・中)福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・中)ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会支援 ・福祉車両利用料助成 ・子育てボランティア支援 ・精神障害者デイケア(自主) ・中)発達障害講座 ・高次脳機能障害支援 ・精神保健相談室 ・専門職の人材派遣(市2課) ・CSWの圏域別配置(3名) ・福祉後見サポートセンターかみす ・特別支援学校保護者交流会支援 ・ひきこもり家族相談 ・きずなBOX設置協力 ★障害者計画相談事業
受託事業 ○…市受託事業 ◎…市指定管理者事業 □…茨城県社協受託事業	○障害支援区分認定調査 ○精神障害者デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○生活困窮者自立支援事業(自立相談支援) ○成年後見制度法人後見支援業務 □生活福祉資金 □新)生活福祉資金(コロナ特例) □日常生活自立支援事業	○障害支援区分認定調査 ○精神障害者デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○生活困窮者自立支援事業(自立相談支援) ○成年後見制度法人後見支援業務 □生活福祉資金 □生活福祉資金(コロナ特例) □日常生活自立支援事業	○障害支援区分認定調査 ○精神障害者デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○生活困窮者自立支援事業(自立相談支援) ○成年後見制度法人後見支援業務 □生活福祉資金 □生活福祉資金(コロナ特例) □日常生活自立支援事業
福祉団体支援	4団体	4団体	4団体
総決算額	201,224,395円	215,836,878円	211,840,004円

令和4年度	令和5年度	令和6年度(計画・予算)
18	17	14
2	4	6
2	1	2
22	22	22
・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ	・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ
・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会支援	・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会支援	・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会支援
・福祉車両利用料助成	・福祉車両利用料助成	・福祉車両利用料助成
・精神障害者デイケア(自主) ・中)発達障害講座 ・高次脳機能障害支援 ・精神保健相談室 ・専門職の人材派遣(市2課) ・CSWの圏域別配置(3名) ・福祉後見サポートセンターかみす ・特別支援学校保護者交流会支援 ・ひきこもり家族相談 ・きずなBOX設置協力 ・新)もったいないを橋渡しプロジェクト ・新)障害事業所情報交換会	・精神障害者デイケア(自主) ・発達障害講座(第10期) ・高次脳機能障害支援 ・精神保健相談室 ・専門職の人材派遣(市2課) ・CSWの圏域別配置(3名) ・福祉後見サポートセンターかみす ・特別支援学校保護者交流会支援 ・ひきこもり家族相談 ・きずなBOX設置協力 ・もったいないを橋渡しプロジェクト ・障害事業所情報交換会	・精神障害者デイケア(自主) ・大人の発達障害講座(第1期) ・高次脳機能障害支援 ・精神保健相談室 ・専門職の人材派遣(市2課) ・CSWの圏域別配置(3名) ・福祉後見サポートセンターかみす ・特別支援学校保護者交流会支援 ・ひきこもり家族相談 ・きずなBOX設置協力 ・もったいないを橋渡しプロジェクト ・障害事業所情報交換会
★障害者計画相談事業	★障害者計画相談事業	★障害者計画相談事業
○障害支援区分認定調査 ○精神障害者デイケア ○障害相談支援事業 ○生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援、新)就労準備支援、新)家計改善支援) ○成年後見制度法人後見支援業務 □生活福祉資金 □生活福祉資金(コロナ特例) □日常生活自立支援事業	○障害支援区分認定調査 ○精神障害者デイケア ○障害相談支援事業 ○生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援) ○成年後見制度法人後見支援業務 □生活福祉資金 □新)生活福祉資金(フォロー) □日常生活自立支援事業	○障害支援区分認定調査 ○精神障害者デイケア ○障害相談支援事業 ○生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援) ○成年後見制度法人後見支援業務 □生活福祉資金 □生活福祉資金(フォロー) □日常生活自立支援事業
4団体	4団体	4団体
210,312,112円	211,363,851円	239,985,000円

4. 神栖市社会福祉協議会 第6次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：令和6年6月 4日から

令和7年3月31日まで

	氏 名	所 属	備考
1	篠 塚 洋 一	神栖市連合民生委員児童委員協議会、社協副会長	委員長
2	千葉千恵子	ボランティアサークルほほえみ、社協副会長	副委員長
3	野 口 修 一	学識経験者、社協常務理事	
4	鈴 木 伸 洋	学識経験者、社協理事	
5	額 賀 優	神栖市議会、社協理事	
6	卯 月 秀 一	特別養護老人ホームマリンピア神栖、社協理事	
7	仲 内 亮	老人保健施設シオン、社協理事	
8	花 田 三 男	障害者支援施設神栖啓愛園、社協理事	
9	中 嶋 正 子	指定障害福祉サービス多機能型事業所ハミングハウス、社協理事	
10	高 田 和 美	ボランティアサークルひとみの会、社協理事	
11	須之内正昭	神栖市連合民生委員児童委員協議会、社協理事	
12	岩 崎 敏 哉	鹿島共同施設(株) 専務取締役、社協理事	
13	亘 正 人	神栖市行政委員連絡協議会、社協理事	
14	菅 谷 栄 一	神栖市行政委員連絡協議会、社協理事	
15	野村みさ子	神栖市更生保護女性会、社協理事	
16	大 和 愛 紀	神栖市PTA連絡協議会、社協理事	
17	日 高 篤 生	神栖市健康福祉部長、社協理事	
18	岡 野 一 男	学識経験者、社協監事	
19	森 本 政 一	神栖市連合民生委員児童委員協議会、社協監事	

(※敬称略)

事務局内プロジェクトチーム

氏 名	所属・役職	資格
橘 田 勝	事務局長	社会福祉士・精神保健福祉士
相 良 光 浩	事務局次長、福祉活動推進センター長	社会福祉士・精神保健福祉士
鴨 川 和 明	地域福祉総合相談センター長	社会福祉士・精神保健福祉士
名 雪 義 一	地域福祉総合相談センター主査	社会福祉士・精神保健福祉士
三 浦 秀 作	福祉活動推進センター主査	社会福祉士・精神保健福祉士
坂 本 将 則	地域福祉総合相談センター主査	社会福祉士・精神保健福祉士
大 川 雅 美	地域福祉総合相談センター主査	社会福祉士・精神保健福祉士
飯 田 聡	福祉活動推進センター係長	社会福祉士・精神保健福祉士
川 田 健 介	地域福祉総合相談センター係長	社会福祉士・精神保健福祉士
馬 場 信 江	市こども家庭課派遣	社会福祉士・精神保健福祉士
奥 村 康 行	市社会福祉課派遣	社会福祉士・精神保健福祉士

事務局内調査チーム

氏 名	所属・役職	資格
高 岡 拓 史	地域福祉総合相談センター係長	社会福祉士・精神保健福祉士
末 雄 介	福祉活動推進センター専任職員	
野 口 貴 広	地域福祉総合相談センター福祉活動専門員	社会福祉士



策定委員会の様子（第3回：令和7年1月16日開催）

5. 第6次地域福祉活動計画策定の経緯

年月日	会議名等	内 容
令和6年 5月16日	事務局内 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画策定スケジュールについて
6月4日	社協理事会 (第1回策定委員会)	・第6次地域福祉活動計画の策定について
6月11日	事務局内 プロジェクトチーム	・第5次地域福祉活動計画の検証について
6月26日 7月18日	事務局内 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画策定スケジュール及び骨子について
7月29日	事務局内 プロジェクトチーム	・第5次地域福祉活動計画の検証及び骨子について
8月2日 8月6日	事務局内 プロジェクトチーム	・第5次地域福祉活動計画の検証について
8月9日 ～ 8月19日	事務局内 プロジェクトチーム	・第5次地域福祉活動計画の総括について
8月21日	事務局内 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画 第1章（素案）について
8月27日	社協事務局内 企画調整会議 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画 第1章（素案）について
9月6日	事務局内 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画 第2章作成分担について
9月19日	社協理事会 (第2回策定委員会)	・第6次地域福祉活動計画の構成及び骨子（案）について ・第6次地域福祉活動計画 第1章（素案）について
9月20日	事務局内 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画 第2章作成分担について
9月27日 11月22日	事務局内 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画 第2章（素案）について ・参考資料作成役割分担について
11月27日	社協事務局内 調査チーム	・第6次地域福祉活動計画 第2章原稿起草

年月日	会議名等	内 容
令和6年 12月4日	社協事務局内 調査チーム	・第6次地域福祉活動計画 第2章原稿編集校正
12月5日	社協事務局内 企画調整会議 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画 第2章（素案）について
12月11日 12月17日	社協事務局内 調査チーム	・第6次地域福祉活動計画 第2章原稿編集校正
12月24日	社協事務局内 企画調整会議 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画 第2章（素案）について
令和7年 1月16日	社協理事会 （第3回策定委員会）	・第6次地域福祉活動計画（素案）について
1月16日 1月23日 1月30日 2月10日	社協事務局内 調査チーム	・第6次地域福祉活動計画 第1章原稿再編集
2月20日 2月27日 3月4日	社協事務局内 調査チーム	・第6次地域福祉活動計画 第2章原稿再編集
3月18日	事務局内 プロジェクトチーム	・第6次地域福祉活動計画（最終案）について
3月25日	社協理事会 （第4回策定委員会）	・第6次地域福祉活動計画（最終案）について承認 ・社協会長への報告
3月28日	社協評議員会	・第6次地域福祉活動計画（最終案）について報告

6. 地域福祉活動計画策定委員会設置要項

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要項

(目 的)

第1条 この要項は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）地域福祉活動計画策定委員会の設置、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設 置)

第2条 神栖市における地域福祉の推進と、本会の事業の充実・強化及び体制の確立をめざすため、地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第3条 委員会は、本会会長からの次に掲げる諮問事項を、調査・審議し、本会会長へ報告する。

- (1) 計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理及び解決策の検討
- (2) 本会の組織体制と財政基盤の整備及び経営改善に関する行動計画「社会福祉法人神栖市社会福祉協議会発展・強化計画」に必要な事項について前号との一体的な実態の把握、問題・課題の整理及び解決策の検討
- (3) 計画の策定
- (4) その他、計画策定のために必要な事項

(構 成)

第4条 委員会は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、本会理事及び監事で構成する。

(委員長)

第5条 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、本会副会長をもってあてる。
- 3 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

(専門部会)

第7条 委員会が付託した事項を調査・研究し、計画素案を作成するため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、部会員20名以内をもって構成する。
- 3 専門部会に、部会長1名及び副部会長1名を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び専門部会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(任 期)

第9条 委員の任期は、必要な調査・審議、検討及び本会会長への報告が終了したときに終わる。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、本会事務局内において処理する。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成20年10月1日から施行する。

この要項は、令和元年9月1日から施行する。

7. 神栖市社会福祉協議会職員行動原則

「神栖市社会福祉協議会職員行動原則」の策定について

平成24年3月28日

【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

○人々の尊厳と基本的人権を尊重し、援助を必要とする人が心豊かに地域社会の一員として生活が継続できるよう支援します。

○個別の支援にあたっては、常に相手の立場に立ち、その人らしく生活できるように自己決定を尊重し、自立に向かうよう支援します。

【誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

○様々な機会を通じて、住民が身近な地域で相互に交流し、また地域の福祉問題に目を向け、話し合いや学び合う場づくりをすすめ、自らも積極的に参加します。

○住民自らが身近な地域において支え合いや支援活動に参加し、人との繋がり合いを実感し、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを計画的に進めます。

【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行なうことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

○社協が住民組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアやNPOなど、あらゆる地域の関係者による地域福祉をすすめる協働の場をつくる役割があることを理解し、あらゆる業務において、住民参加と地域における多様な組織や活動との連携・協働を心がけます。

○地域の先駆的な取り組みを発掘・応援し、また、福祉活動に取り組む人々の育成に努め、地域福祉を推進する活動や実践を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

○地域の実情を常に把握し、そこで捉えた福祉課題を地域全体の問題として捉え、先駆性をもって事業や活動の開発・改善に取り組み、さらに提言活動や改善運動を行い問題解決に向けたアクションにつなげます。

○地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定などの機会を捉え、福祉・保健・医療の連携によるよりよい制度づくりや地域福祉の財源づくり、人々が繋がり合いを実感し安心して暮らせる福祉コミュニティの実現など、地域福祉の基盤づくりの取り組みに積極的に参画します。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

○社協職員（コミュニティソーシャルワーカー）としての自覚をもち、自己研鑽に努め専門性を高めます。また、職員同士と部署間の情報共有に努め、互いの役割を認識し協働し合える環境をつくり、チームワークにより業務を遂行します。

○常に地域の福祉問題に目を向け、チャレンジ精神や先駆性をもって業務をすすめます。また、自らの業務の評価と改善に努め、コスト意識をもって効果的で効率的な業務を遂行します。

【法令遵守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

○関係法令の遵守はもちろん、社会的規律や職場内ルールに則った行動をします。

○職務上知り得た個人情報、関係法令に基づき適切に対応します。また、プライバシーを尊重し、関係者との情報共有の際には、定められた手続きに基づき適切に対応し、その秘密を保持します。

○住民や関係者に対して、社協の業務について十分な説明責任を果たすとともに、情報公開に努めます。

8. 用語の解説（50音順）

ア行

- I C T 化**…………… **Information and Communication Technology**：情報通信技術の略で、インターネットのような情報通信技術を活用して、コミュニケーションをより円滑にしたり、サービスの品質を向上させたりする取り組みのこと。
- アクセシビリティ** …… 「アクセスできる」という意味から派生した言葉。道具など物的なものから、情報やサービスに対する利用のしやすさ。
- アセスメント**…………… 人や物事を客観的に評価・分析すること。
- アップデート**…………… 英語で「最新の情報」や「改善」を意味し、ビジネスでは主に製品やサービス、情報などを最新のものに更新することを指す。
- 委託** ……………… 本来その事柄を行うはずの者や組織が、その事務や業務を（命令系統に無い）他者に依頼して行ってもらふこと。
- S N S** ……………… **Social Networking Service**（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、特定のつながりを通じ、新たな人間関係を促進、サポートするインターネット上のサービス。
- N P O** ……………… 「**Nonprofit Organization**」又は「**Not-for-Profit Organization**」の略で、広義では非営利団体、狭義では非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体、最狭義では特定非営利活動促進法により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）を指す。
- エンパワーメント** …… 社会福祉の分野では、社会的に不利な状況に置かれた人々に対して適切な情報提供をし、自ら決定を下せるよう支援すること、またその人の長所、力、強さに着目して援助すること。

カ行

- 介護保険制度**…………… 要介護認定を受けた高齢者など支援を必要とする方に適切なサービスを受けられるようサポートする公的保険制度。当事者の自立支援や介護する家族の負担軽減を目的に平成12年4月から開始。（介護保険法）
- 家計改善支援事業** …… 家計表等のツールを活用し、生活困窮者の属する世帯全体の家計収支等を評価・分析し、対象者の家計の改善の意欲を高める事業。市町村の努力義務。（生活困窮者自立支援法）令和4年度から市より受託。
- キャッシュレス決済** …… 現金を直接やりとりせず支払いをする方法。クレジットカード・電子マネー・プリペイドカードやモバイル決済など。
- 緊急生活支援事業** …… （本会事業）市内の生活困窮状態にある世帯に対し、食材や供給停止状態もしくはそのおそれのある水道光熱費用を立て替え、一ヶ月の生活維持を目安として支援することにより、その世帯の自立更生を一時的に支援する事業。平成11年度から事業開始。（神栖市社協緊急生活支援実施要項）

クラウド …… データをインターネット上に保管する考え方。

グループウェア …… 企業などの組織に所属する人々のコミュニケーションを円滑にし、業務の効率化を推進するためのソフトウェア。「スケジュール管理」、「ファイル」、「設備予約」、「メンバーの連絡先一覧」などスムーズに業務を行うために必要な機能が搭載されている。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

…… 要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者。（介護保険法）

権利擁護 …… 自己の権利を表明することが困難な、または自己の権利が侵害されていることを自覚できない、寝たきりの方や認知症の高齢者、障害者の人権を守り、権利表明を支援し、代弁すること。

公益 …… 不特定多数の人が参加する社会（公共）の利益。

公益法人 …… 公益の増進を図ることを目的とした設立理念に則って活動する民間法人で、公益社団法人及び公益財団法人を指す。学校法人・社会福祉法人・宗教法人・医療法人・更生保護法人・特定非営利活動法人などがある。

高校生の進路アシストカレッジ

……（本会事業）ソーシャルワーカーや介護職、看護師、保育士などの仕事に興味・関心を持つ高校生を対象に、神栖市内の医療機関、福祉事業所の協力をいただきながら、実習を通じて医療や福祉の現場で実際に働いている専門職の姿に触れ、一緒に体験することで、将来の職業選択や資格取得を目指すきっかけになることを目的として、平成24年度から実施。

高次脳機能障害 …… 脳卒中や事故等によって脳に損傷を受け、記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害を生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難となる障害。

高次脳機能障害を考える会

…… 「脳損傷友の会いばらき」（高次脳機能障害の方や家族が、情報交換や学習会を通じて、回復へ向けた交流を目的とした家族会）に参加していた鹿行地区在住の家族が、“高次脳機能障害はよく知られていないため、障害を知ってもらいたい”、“自分達の地域にも気軽に話し合える場所を作りたい”との思いから平成17年にスタートした当事者グループ活動。

交流サロン …… ボランティア情報の収集・発信、協議や交流など活動の拠点として神栖市保健・福祉会館2階に設置。

ことばと発達の相談室 ……（本会事業）構音障害や吃音、学習障害などを抱えた就学児童の、ことばや発達に関する相談に、言語聴覚士がこどもの発達段階に合わせた言語訓練や家族でもできる訓練などのアドバイスを実施する事業。平成元年度から事業を開始し、令和5年度末に市へ事業を引継ぐ。

困りごと相談 …… 市のどの部署へ相談したらいいかわからないとき、気軽に相談できる神栖市役所市民協働課に開設されている総合案内窓口。

コミュニティソーシャルワーク

……地域社会における人々の生活上の課題解決を支援する活動。その援助を行う人をコミュニティソーシャルワーカー（CSW）という。

コロナによる特例貸付…… 令和2年3月25日から令和4年9月30日まで、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少し生活が困難になった世帯に急激に生活費を貸付する生活福祉資金の特例貸付。

サ行

災害ボランティアセンター

……大災害が発生した後で、被災地の社会福祉協議会などによって設置され、災害によって生じた被災者の困りごととボランティアとをつなぎ、被災地の復旧とともに解消する期間限定のボランティアセンター。

災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル

……大規模災害時における基本的な考え方及びボランティアの受け入れから活動までの運営方法について定めている。平成21年12月策定。

CSW……Community Social Worker（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の略称。地域社会に入って、支援を必要とする人々を見つけ出し、本人の生活環境や人間関係を考慮しながら困りごとを解決に導く専門職のこと。

資格取得支援…… 本会の職員が自らの意志により個別的に行う自主的研修で、資質の向上を図るための国家資格養成課程における受講料、諸経費及び受験費用の4/5以内を貸与する制度。平成21年4月より開始。（職員自主研修受講料等の貸与に関する要項）

自然災害発生時における神栖市災害ボランティアセンター支援に関する協定

……市内で大規模災害発生時に、市の要請に応じて社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの運営において、神栖ライオンズクラブ様へ支援を要請するにあたり、支援の内容その他必要事項を定めるもの。

市町村社協法制化 …… 昭和58年5月に社会福祉事業法の改正案が可決成立（昭和58年法律第42号）し、市町村社協の法制化が実現した。

社会資源 …… 人々の生活の諸要求の充足や、問題解決の目的に使われる各種施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。

社会的障壁 …… 障害のある人が生活をしていく上で様々な制約をもたらす原因となる社会の中にあるバリア（段差などの物理的なものや偏見・差別などの観念等）のこと。

社会福祉基礎構造改革 …… 平成12年に行われた日本の社会福祉制度を一変させた大規模な改革。少子高齢化の進展や、社会福祉へのニーズの多様化に対応するため、長い間続いていた措置制度を契約制度に転換し、従来の社会福祉サービスの仕組みを根本から見直す政策。

社会福祉士……………福祉全般に関する専門的知識と技術を有する相談援助業務の国家資格。
令和6年10月末現在で厚生労働省登録数は306,606人。(社会福祉士及び介護福祉士法)

社会福祉士の倫理綱領……………社会福祉専門職に従事する上での価値観や行動指針を明確に示すもの。
ソーシャルワーカーである社会福祉士にとって欠かせないものであり、対人援助に関わる基本的な考え方がまとめられたもの。

住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみす」

……………(本会事業)地域で安心した生活が送れるよう利用者と担い手がともに会員となり、会員相互の助け合いとして家事援助、外出援助などの有償のサービス。平成9年7月から事業開始。(神栖市社会福祉協議会在宅福祉サービス事業実施要項)

住民主体の理念……………①住民を中心に置くこと、②住民のニーズに基づくこと、③住民の主体形成と組織化を基礎とすること。

就労継続支援事業所ガイドブック

……………市内の精神障害者や発達障害者が個々の状況にあったサービス利用へのアクセスがスムーズになるよう、就労支援事業所との情報交換会を定期的に開催し、各事業所間の相互理解を深め情報を集約した冊子。令和6年9月に発行。

就労支援事業所……………身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・難病などの障害があるため一般企業で働くことが難しい方をサポートしている事業所。「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」といった障害福祉サービスがある。(障害者総合支援法)

就労準備支援事業……………一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する事業。市町村の努力義務。(生活困窮者自立支援法) 令和4年度から市より受託。

受託……………行政、企業及び団体などから依頼を受けて業務を行うこと。

障害者グループホーム……………障害のある方が必要な支援やサポートを受けながら、共同生活を行うことができる住まいのこと。(障害者総合支援法)

女性総合相談……………市民協働課が実施している相談窓口。仕事のこと、家庭のこと、DV(配偶者や恋人などによる暴力)、セクハラ、離婚など、女性が抱えるさまざまな悩みや困りごとの相談に応じている。

事例検討 …… 特定の個別のケースを詳細に検討し、理解するための学習方法であり、過去や現在のケースを題材に、職員間の知識向上やスキル習得などの学びを深められる。

人事評価制度 …… 職員一人ひとりが地域福祉を推進する中核的組織の一員として、強い責任感と使命感、対人援助専門職としての誇りをもって活動を推進していきけるよう組織的に育成するための方策のひとつ。人事管理や研修、職場環境整備などの諸施策と連携しトータルな人事システムとして人材育成と組織マネジメントを推進するために、本会では令和6年度から実施。

身上監護 …… 後見人が被後見人の生活・医療・介護等に関する契約や手続きを行うこと。親権者が未成年の子の成長を図るため監護・教育を行うこと。

生活困窮者自立支援事業 …… 働きたくても働けない、住む所がない方の相談窓口で、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う市町村の必須事業。（生活困窮者自立支援法）平成29年度から市より受託。

生活支援員 …… 日常生活自立支援事業において、市町村社会福祉協議会との雇用契約にもとづき、高齢の方や知的・精神に障害のある方などで判断能力が十分でない利用者の「福祉サービス利用」や「日常的な金銭管理」を支援する人。

生活福祉資金貸付制度 …… 低所得者、高齢者、障害者の対象世帯に対し、安定した生活を送れるよう、市町村社会福祉協議会が受付窓口となり、都道府県社会福祉協議会が資金の審査・貸付を行う制度。国内における突発的な経済的損失（自然災害、リーマンショック、コロナ等）が発生した際には、対象世帯を拡大した生活福祉資金の「特例貸付」を実施。茨城県社会福祉協議会より受託。

生活福祉資金特例貸付の償還支援（フォローアップ支援）

…… 償還開始となった特例貸付の借受人に対して、貸付元である県社協と特例貸付受付窓口の市社協が連携を取り、償還が困難な世帯への償還に関する相談（償還免除、償還猶予、少額返済等）の支援を行う。令和5年度から茨城県社会福祉協議会より受託。

税額控除対象法人 …… 税額控除対象法人（税額控除証明を取得した社会福祉法人）へ寄附金を支出した場合、その寄附金について税額控除制度の適用を受けることが可能となる。（租税特別措置法）

精神障害 …… 何らかの脳の器質的変化あるいは機能的障害が起こり、様々な精神症状、身体症状、行動の変化が見られる状態のこと。

精神障害者デイケア …… （本会事業）在宅の精神障害者が、レクリエーション等のグループ活動を通じて、対人関係能力の改善を図り社会参加を促進する。平成16年度から事業開始。事業の一部を平成17年度から市より受託。（神栖市精神障害者デイケア事業実施要項）

精神保健福祉士 …… 精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行う社会福祉専門職の国家資格。令和

6年10月末現在で厚生労働省登録数は108,713人。(精神保健福祉士法) 令和3年4月から日本精神保健福祉士協会により、PSW (Psychiatric Social Worker: 精神科ソーシャルワーカー) の略称を、MHSW (メンタルヘルスソーシャルワーカー) へと変更。

精神保健福祉士の倫理綱領

…………… 精神保健福祉士は、支援の対象者の基本的人権を尊重し、個人としての尊厳、法の下での平等、健康で文化的な生活を営む権利を擁護するという考え方を具体的に明記したもの。

制度の狭間 …………… 公的福祉サービスでは対象とならない福祉ニーズ、生活課題が生じている状態のこと。

成年後見制度 …………… 判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、財産管理や身上監護によって本人を支援する人(成年後見人等)を家庭裁判所に選任してもらい、その人に法的権限を与えて本人に代わって法律行為ができるようにする制度。なお成年後見人等は、親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人などからも選任される。(民法)

成年後見制度利用促進計画

…………… 成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)第14条に基づき、利用促進に必要な体制整備等に関し市町村が策定する計画。全国どの地域でも、成年後見制度を必要とする人がみな安心して利用できるような体制を目指して策定されたもの。(神栖市地域福祉計画【第4期】神栖市成年後見制度利用促進計画【第1期】)

相互扶助 …………… お互いに助け合うこと。

ソーシャルワーク …………… 困っている人の生活や人生を社会の相互関係に注目して、人と環境の両方にアプローチして支援していく実践的な専門職であり学問。

タ行

第三者後見人 …………… 親族以外の後見人(弁護士・司法書士・社会福祉士・友人・知人等)。

地域ケアシステム …………… 住み慣れた地域や家庭で安心して生活を送るために、地域全体で効率的、継続的に支えていく体制や取り組み。

地域福祉 …………… 住み慣れた地域の中で、誰もが自分らしく日常生活を送れるよう、行政、地域住民、ボランティアなど、あらゆる人、団体が協力しながら「つながり」「支え合う」こと。

地域包括支援センター

…………… 市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置し、3職種のチームアプローチにより住民の健康の保持及び生活

の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関。（介護保険法）

地域防災計画 …… 様々な災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、行政及び防災関係機関、住民が連携して、被害の軽減対策や災害発生時の対応、早期の復旧、復興方法などについて、各都道府県及び市町村などの地方自治体がそれぞれの地域特性を考慮して作成する防災計画。（災害対策基本法）

中核機関 …… 成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度の利用を必要とする方が安心して制度利用できるよう、各関係機関やチームで構成された「地域連携ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関。（成年後見制度利用促進法）神栖市では、長寿介護課が設置・運用予定。

中立公正 …… 特定の立場や意見に偏ることなく、客観的な視点から物事を判断し、公平な扱いを求めること。

同一業務同一対応 …… 担当職員間で関係制度やその情報、対応策（ノウハウ）について予め共有することで、どの職員も同じ対応をとれるよう共通認識を図ること。

当事者グループ …… 共通の悩みや課題を抱えた人たちが自主的に集まり、支え合うグループ。自助グループやセルフヘルプグループ（SHG）とも呼ばれる。

特定相談支援事業所 …… 障害福祉サービスを利用するための「サービス等利用計画」を作成する事業所。専門的な知識・経験に基づき、よりよい「サービス等利用計画」の提供と調整を行う。サービス利用中も定期的に利用状況等を確認し、必要に応じて計画の見直しを行う。（障害者総合支援法）

ナ行

日常生活自立支援事業 …… 認知症、知的障害、精神障害のある人など判断能力が不十分な人々の福祉サービス利用契約の支援、日常的な金銭管理サービス、重要書類預かりサービスによって地域生活を継続的に支援する事業。（社会福祉法）平成13年度から茨城県社会福祉協議会より受託。

ノーマライゼーション社会

…… 障害のある人もない人も、年齢や性別、国籍などに関わらず、誰もが同じように社会に参加し、生活できる社会を目指した考え方。

ハ行

発達障害 …… 自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥／多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する。（発達障害者支援法）
子どもの頃にあまり問題視されなかった特性が、成人期に就職先で失敗を繰り返したり、周囲の人と同じようにコミュニケーションをとれなかったりすることが続くなど、大人になってから発達障害に気づく場合もある。

BCP …… **Business Continuity Plan**（ビジネスコンティニュティプラン）：事業継続計画の略。災害などの緊急事態が発生したときに企業や事業所が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画。令和6年3月策定。

PDCA……………Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すことによって業務を継続的に改善する手法。

ひきこもり……………「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」を「ひきこもり」と呼んでいる（厚生労働省による定義）。「ひきこもり」は、単一の疾患や障害の概念ではなく、様々な要因が背景になって生じる。

ファミリーサポートセンター

……………育児の援助を受けたい方（利用会員）と、育児の援助をしたい方（子育てサポーター・協力会員）を会員として組織化した、会員相互の有償の援助活動。地域の子育て支援を図る市の事業。（児童福祉法）平成18年度から令和3年度まで市より受託。令和4年度からは市内児童館の指定管理者が一体的に受託。

福祉活動基金 …………… 市民から神栖市社協（善意銀行）に寄せられた寄付金等を積み立て、その原資や果実を活用して、福祉教育事業に取り組む市内小、中、高等学校に対して活動費用の一部を助成する、神栖市社協の基金の名称。（神栖市社会福祉協議会福祉活動基金設置要項）

ブラッシュアップ …………… あるものを洗練させ、完成度を高めること。

ふれあいのまちづくり事業

…………… 地域において様々な人々が交流し、助け合うとともに、関係機関や社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障害者、児童・青少年等に対し、地域に即した創意と工夫を行った福祉サービスを提供するとともに、それらを永続的かつ自主的に提供する体制の整備を図る事業。国県補助事業として神栖市社協は平成7年度から5年間の指定を受けた。

フレキシブル …………… 「柔軟な」「弾力的な」「状況に合わせて自由に変化できる」等の意味。

放課後等デイサービス …… 就学している障害児を対象に、放課後や長期休暇などの際に生活能力の向上や自立を促進するための支援を行う福祉サービス。（児童福祉法）

法人後見……………成年後見人等の役割を個人的に行うのではなく、法人が担うこと。

保護司……………保護司法、更生保護法に基づき法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪や非行に陥った人の更生を任務とする。全国で46,684人が保護司として活動している。（2024.1月現在）（保護司法、更生保護法）

ボランティア …………… 自発的であり、創造性豊かに見返りを求めず、社会に貢献する考え方。

マ行

ミスマッチ …………… 当人の個性と仕事内容に隔たりが生じてしまうこと。本人の能力に対して困難な仕事を与えてしまう、または高いレベルの業務をしたいのに簡単な仕事しか与えられないなど、業務の調整に際して生じてしまう不一致。

民間非営利組織 …… 住民を主体とした、参加者の発意により活動する組織。広義では社会福祉法人や社団法人、財団法人、労働組合なども含まれる。

民児協 …… 民生委員児童委員協議会の略称。すべての民生委員・児童委員は、市町村の一定区域ごとに設置される民児協に所属し活動をしている。近年では、社会的孤立の問題が顕在化していることから、地域における見守り活動の強化に多くの民児協が取り組んでいる。

民生委員 …… 厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、無報酬で活動する。また民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。自らも地域住民の一員として、担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たす。（民生委員法）

無料低額診療制度 …… 経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう無料または低額な料金で診療を行う制度。（社会福祉法）市内では白十字総合病院、神栖済生会病院、済生会土合クリニックで実施。

目的別コミュニティ …… 同じ目的や志しを持つメンバーによって構成される団体・グループ。

もったいないを橋渡しプロジェクト

…………… （本会事業）食品ロス削減の観点から、市民や企業・団体が気軽に「食品寄付」を行える環境を整え、寄付食品がよりスムーズに有効活用されるよう市内社会福祉施設やボランティア団体に事前登録をしていただき、社協が橋渡しをする神栖市社協の仕組み。令和4年度から事業開始。

モラル …… 道德、倫理のこと。人の良心に従った善良な行動を起こすために守るべき基準を意味する言葉。

ラ行

労働者派遣事業 …… 雇用事業の一つ。派遣元となる人材派遣会社に登録している者を、派遣先（取引先）となる事業所へ派遣して、かつ派遣先担当者の指揮命令のもとで労働サービスを提供。本会では、福祉分野の相談支援専門職派遣事業として平成26年度から事業開始。

ワ行

わくわくサロン …… 地域の高齢者が、公民館やコミュニティセンターなど身近な場所に集まって、交流を深める場。地域住民等が自主的に運営していることが特徴。